

# 平成 2 3 年度第 4 回税制調査会

(平成 2 3 年 6 月 1 0 日)

資 料 (抜粋)

# 平成 23 年度 第 4 回 税制調査会

日時：平成 23 年 6 月 10 日（金）午後 5 時～6 時

場所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

1. 開会

2. 社会保障と税の一体改革について

3. 閉会

# 税制抜本改革に係る論点整理

各論点について、今回の税制調査会における審議において各委員から出された主な意見は、別添のとおり。

# 論 点

## 個人所得課税

- ・ 格差の是正
- ・ 所得再分配機能及び財源調達機能の回復
- ・ 金融証券税制のあり方

## 法人課税

- ・ 企業の国際的な競争力の維持・向上
- ・ 国内への立地の促進と雇用の確保
- ・ 国際的な協調等

## 消費税（今回の議論において提起された論点）

- ・ 消費税収の使途・区分経理
- ・ 消費税率
- ・ いわゆる逆進性対策
- ・ 課税の適正化等
- ・ 国・地方の配分
- ・ 改革の実施（経済との関係）

## 消費課税（消費税以外）

- ・ 地球温暖化対策の観点

## 資産課税

- ・ 格差の是正
- ・ 現役世代への生前贈与による財産の有効活用

## 地方税制

- ・ 地方分権の推進
- ・ 国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保
- ・ 地方消費税の充実
- ・ 地方法人課税の見直し
- ・ 個人住民税の充実強化の検討
- ・ 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

## 論点についての整理の方向

### [個人所得課税]

#### 論点（再掲）

- ・ 格差の是正
- ・ 所得再分配機能及び財源調達機能の回復
- ・ 金融証券税制のあり方

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

◎各種の所得控除の見直し

○税率構造の改革

○給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討

○金融所得課税の一体化

◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

## 論点についての整理の方向

### 〔法人課税〕

#### 論点（再掲）

- ・ 企業の国際的な競争力の維持・向上
- ・ 国内への立地の促進と雇用の確保
- ・ 国際的な協調等

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

◎課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ

◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

## 論点についての整理の方向

〔消費課税（消費税以外）〕

### 論点（再掲）

- ・ 地球温暖化対策の観点

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

- ◎エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出抑制等を図るための税を導入
- 地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討
- 車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討
- ◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

## 論点についての整理の方向

### 〔資産課税〕

#### 論点（再掲）

- 格差の是正
- 現役世代への生前贈与による財産の有効活用

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

◎相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化

◎世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減

◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

## 論点についての整理の方向

### 〔地方税制〕

#### 論点（再掲）

- ・ 地方分権の推進
- ・ 国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保
- ・ 地方消費税の充実
- ・ 地方法人課税の見直し
- ・ 個人住民税の充実強化の検討
- ・ 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

P

〔 地方団体からの意見聴取の結果も踏まえ、成案決定  
過程で検討 〕

## 論点についての整理の方向（消費税）

今回の議論において提起された論点	論点についての整理の方向		成案決定後、法案策定までに税調等で検討する制度の詳細設計に係る事項
	社会保障改革案（第三章、第V章）	「主要税目の改革の方向性」における整理の方向 〔社会保障改革案第四章「税制全体の抜本改革」の（注）に相当〕	
消費税込の用途・区分経理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税込（国・地方）を主要な財源として確保する</li> <li>○ 消費税込（国・地方）の用途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の用途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」に拡充する</li> <li>○ 消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、消費税込（国・地方）の用途を明確化する（消費税込の社会保障財源化）</li> <li>○ 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税込（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する</li> </ul>	<p style="text-align: center;">社会保障改革案に盛り込まれた左記の内容について審議を行い、意見の集約を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税込の用途を明確化するための具体的な措置の検討</li> </ul>
消費税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する</li> <li>○ これにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成が見込まれ、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる</li> <li>○ 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税込（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する（再掲）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な改革のスケジュール等</li> </ul>
いわゆる逆進性対策	<p>（参考）民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」 『消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する』</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者対策を実施する場合は、複数税率の導入より給付等による対応を優先的に検討することでよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いわゆる逆進性対策の具体案について、総合的に検討</li> </ul>
課税の適正化等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化等の検討を進めることでよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の諸事項に関する具体的検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易課税制度、免税点制度、インボイス等</li> <li>・ 個別間接税との関係等</li> </ul> </li> </ul>
国・地方の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税込（国・地方）の具体的充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税込（国・地方）の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る</li> </ul>	<p style="text-align: center;">社会保障改革案に盛り込まれた左記の内容について審議を行い、意見の集約を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な国・地方間の配分割合</li> </ul>
改革の実施（経済との関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税制抜本改革については、経済動向等を踏まえつつ遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な改革のスケジュール等</li> </ul>

## 税制調査会において各委員から出された主な意見

## 【個人所得課税】

## 【法人課税】

- 法人課税について、新成長戦略も踏まえて、日本に立地する企業の競争力強化、外資系企業の立地促進のために法人実効税率を主要国並みへ段階的に引き下げていくということで、是非、実行していきたい。課税ベースの拡大と併せた法人実効税率の5%引下げ、中小法人に対する軽減税率の3%引下げについて、税制抜本改革の一環をなすものとして、是非とも早期実現を図りたい。
- 23年度改正の法人税減税がどうなるかというのは、その実現のために各省庁が協力したものがどうなるかということであり、大きな論点。

## 【消費税】

## 《総論》

- 集中検討会議では、消費税率の引上げは特に景気後退にはつながらない、軽減税率は設けるべきではないという意見のみだった。税調で議論が深まることを願っている。
- 財政はマクロの視点で見べき。財政の持続可能性の観点からは歳出削減か歳入増の二つの選択肢しかないが、今大事なのは歳入の部分であり、国民に負担をお願いしますというメッセージを出すことから始めるべき。今度こそ待ったなしという思いで、この問題に取り組むべき。
- 中長期的には保険料で賄われている制度の方が頑健。社会保障論としては、まずは保険料の世界でどのような改革を行うのかを議論し、その上で消費税の問題をどうするか、という順序ではないか。
- 22年度・23年度税制改正大綱では、消費税率を10%とすることを前提にした議論とはなっていないはず。それにも関わらず、「これまでの大綱の方針を踏まえ、残された議論」というのはおかしいのではないか。税調では消費税10%という「改革案」を無視していいということか。10%を前提に議論するかどうかをはっきりしないと意見の言いようがない。
- 今の日本の財政状況は、多少歳入を増やしても、サービスの拡充に回す財源はないというのが実態。国民に負担増をお願いするが、場合によってはサービスが下がる部分もあるというくらいの覚悟をもって政治決断するのが問われている。丁寧に議論して、その覚悟を皆で持とうということ。
- 一体改革については、社会保障の充実と財政健全化を同時に達成していくために、どれだけの財源が必要であり、そのうち保険料と税の役割分担はとなると

いう枠組みを前提とした上で、ポイントを絞った議論をする必要がある。全部、白地から議論するものではない。

- 単に5%を上げることだけを決めて、あとは後からだというやり方で国民に理解を得られるか。逆進性や景気に対する影響を確かめた上で、納得してもらえるメッセージが出せるかどうか重要であり、そのための議論を税調で重ね、最終的に政治判断しなければいけない。
- 震災が発災をする前から、税と社会保障の一体改革を行い、財政健全化にきちんと道筋を付けることはやるべき課題だったし、震災によりむしろその必要性は強まっている。IMFのリサーチによると、今、一番日本に期待されていることは、財政の安定である。震災で大変だが、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかを今、世界は見ている。
- 負担増について議論するのであれば、社会保障制度全体のあり方について、国民から納得してもらう必要があり、そのためにも分かりやすく丁寧な議論をする必要がある。
- 算盤勘定と国民感情のバランスをとっていくことが重要。

#### 《消費税収の使途・区分経理》

- 高齢者3経費に子ども・子育てを加えたことは、この政権として目指してきた社会保障改革の大きな姿。当然、そこを充実するには負担が必要になるが、きちんと説明をすれば国民に理解していただける。国民に理解していただくためにエネルギーを割くべき。
- 社会保障の財源としては消費税を軸とし、高齢者3経費を対象とするというのは、昨年12月にまとめられた民主党の税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」で示された考え方。

#### 《消費税率》

- 集中検討会議では有識者の方が人数が多く、税制についても税率について直接的に議論されたことはなかった。有識者達からは10%との発言があったが、消費税率の話は国会議員が税調において議論すべき位置づけと考える。
- 「改革案」では、税率を5%アップしても、3%は赤字削減で、2%だけが機能アップということになり、国民の期待(5%の機能アップ)と異なってしまうのではないか。また、これではデフレを加速することになるのではないか。
- 今回の5%の引上げについて、本当に社会保障の拡充に向けられるのが1%で、残りの4%は借金返しになり、政治的に国民に十分説明しきれないといった話があった。これについては、これまで何らかの整理がなされたのか。
- まずは社会保障に必要な経費はいくらで、そのうち機能アップがどれだけあるのかという点を全面的に押し出していかないと政治的に持たないのではないか。
- いつから消費税率を上げるのかは別問題だが、10%という税率は、集中検討会議において、将来の社会保障経費と財源不足額に関する議論を経て出されたもの。

- 5%が最初にありきではなく、必要なものは何なのかを国民に率直に出していく必要がある。10%というのは重要な決断だが、キリがいい数字というのでは駄目だし、国・地方の配分比率によってはそれよりも多く必要になるかもしれないので、しっかりとした議論が必要。
- 消費税率を5%引上げるならばこの位の社会保障サービス、より低い税率ならばこの位のサービスまで下げざるを得ないということを国民に判断してもらわざるを得ない。社会保障改革案では、5%の引上げでこの位の社会保障というコミットメントを中期的にしたということ。
- 政権与党に課せられている宿題は、社会保障制度の持続可能性を維持することと、2015年にプライマリーバランスを半減し、2020年にはバランスさせること。この二つに加え、子どもの問題や医療の充実をやっていくと、2015年には5%の消費税増税はどうしても必要。
- 金利が上昇し、利払費を払えなくなったら、デフォルトを起こしてしまうが、それは絶対に避けなければならない。その上で、社会保障を充実しなければいけないとすると、本当に5%で足りるのだろうか。
- 震災があったため、当然財政支出は増えるが、これだけ財政が悪くなっている中で、更に財政支出が増えることを日本はどう考えているのだろうか、とマーケットは見ている。財政について、絶対発散させないというメッセージを政治の意思としてマーケットに示すと同時に、世界に示さないといけない。そのためのメッセージとして、消費税率の5%引上げくらいは決められないと我々の政治意思が問われかねない。

#### 《いわゆる逆進性対策》

- 消費税の低所得者対策に関しては、今回の社会保障改革における低所得者対策や、所得税の再分配機能の強化の合わせ技でいくのか、当初民主党で考えていた給付付き税額控除でいくのか、国民に納得してもらうための理論構築をしておくのが税調の役割。

#### 《課税の適性化等》

- タックス・オン・タックスといった技術的な事項については、成案とは別に工程表を作る中で、秋以降にやるといった整理を行った上で、ひとつひとつ丁寧に議論していくべき。
- 財源としての消費税ではなく、消費税そのものを議論する必要がある。その中には、税率、軽減税率を適用するのか、二重課税と言われている問題、国と地方の配分といった論点が含まれる。
- 消費税に関する詳細が分からないのに、税率だけ先に決めるというのは順序が逆ではないか。
- 昨年12月の閣議決定に基づき、社会保障の安定財源としてどのくらい必要で、それは何で対応するのかについては、この場で決めていきながら、タックス・オン・タックスやインボイス等の細かな問題は秋に向けて議論するという事ではないか。

- 成案決定後、消費税の引上げを法案化するとき税制調査会で議論しなければならない課題としては、いわゆるタックス・オン・タックスの問題、医療費非課税の問題、簡易課税、免税点の問題などがある。

#### 《国・地方の配分》

- 現行の消費税(国分)は、予算総則において高齢者3経費に充てられているが、「改革後」の消費税と地方消費税、交付税部分の関係がどうなるのかが示されていないが、どう考えているのか。
- 年金を除く社会保障は、全て自治体が足腰を担っている。しかしながら、集中検討会議では、社会保障のあり方についても財源論のあり方についても、実質的に自治体の意見を聞いていない。自治体が単独で実施している事業でも、敬老祝い金のような自治体が自主的にやるべき事業もあれば、乳幼児医療の無料化、妊婦検診のように全国的に実施しているものもあり、これらを民主党政権としてもきちんと評価すべきである。したがって、先般、地方の意見をきちんと聞くべきと申し上げ、そういう方向になった。すぐに20日までとか期限を区切って、大事な問題を抜きにしてどんどん議論を進めていくというのではなく、意見を聞くべきところは聞いて進めないとうまくいかないのではないかと申し上げた。
- 国民の感覚からすれば、「制度として確立された社会保障」だけが社会保障ではない。それぞれの地域の実態や実情に応じて、場合によってはやむにやまれぬ現実によって給付をしている、あるいはいろんなサービスをやっていることも含めて社会保障というふうには国民は見ている。
- 地方の声をもっと聞くということをしていかなければいけない。

#### 《改革の実施(経済との関係)》

- 集中検討会議では、消費税率の引上げは特に景気後退にはつながらない、軽減税率は設けるべきではないという意見のみだった。税調で議論が深まることを願っている。(再掲)
- 日本は第二次大戦後はお金を刷って財政を賄ったのに、なぜ今、日本でそれができないのか。税率を上げれば景気が更におかしくなる。こういった素朴な質問に答えられなければいけない。赤字国債を数十兆一気に出して復興のために使うというのが国民の声ではないか。
- なぜお金を刷って財政を賄うことが問題か、については第一次大戦後のドイツの例がその答となっている。
- 昨年12月の閣議決定で、今年度の中ごろまでに成案を得るとしたが、3月11日の大震災で状況が変わっている。今、税率を上げることが、本当に日本の将来にとって良いことなのか。税率引き上げへのコンセンサスもない。経済成長とのバランスは極めて重要。今、税率を上げて経済は失速しないのか、そこが見えない中、つじつま合わせを行うべきではない。
- 震災が発災をする前から、税と社会保障の一体改革を行い、財政健全化にきちんと道筋を付けることはやるべき課題だったし、震災によりむしろその必要性は強まっている。IMFのリサーチによると、今、一番日本に期待されていることは、財政

の安定である。震災で大変だが、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかを今、世界は見ている。(再掲)

- 「改革案」では、「経済成長との好循環の実現」とあるが、経済成長戦略との連携が見えない。経済成長を実現していても、それでも税収が足りなくなるという議論であれば説得力があるが、経済成長の議論を尽くさないというのであれば疑問がある。

#### 【消費課税(消費税以外)】

- 車体課税の抜本的見直しは、エコカー減税が平成 23 年度末で切れるので、法律の文章からいっても欠くべからざるもの。

#### 【資産課税】

#### 【地方税制】

#### 【その他】

- 「現在の世代が受ける社会保障は、現在の世代で負担するとの原則に一刻も早く立ち戻る必要がある」とあるが、かつてそうだったことがあるのか。日本の社会保障は、現在の世代の人も、将来世代も支えているというのがありようだったのではないか。
- 集中検討会議では、非正規雇用への厚生年金適用拡大に関して、保険料が労使折半なのかといった点について議論されていない等、保険料の姿が十分に見えないため、税の議論ができないのではないか。
- 「改革案」に3号被保険者の見直しが入っているのに、将来の費用推計では、現行の税と保険料の比率を前提としているのはおかしいのではないか。3号の見直しなど、保険料の世界での改革論についても丁寧に説明すべき。
- M 字カーブの解消の観点からは、被用者年金の一元化、パートへの厚生年金の拡大、配偶者控除は密接に絡んでおり、合わせて議論すべき。
- 少子化対策、障害者対策、雇用対策、教育を含め、本当の全世代対応型になっているかどうかについて、どこかで議論していくべき。
- 番号制度や納税者権利憲章手続き論、歳入庁といった課題も、今日の議論ではないが、今後の論議に加えていただきたい。

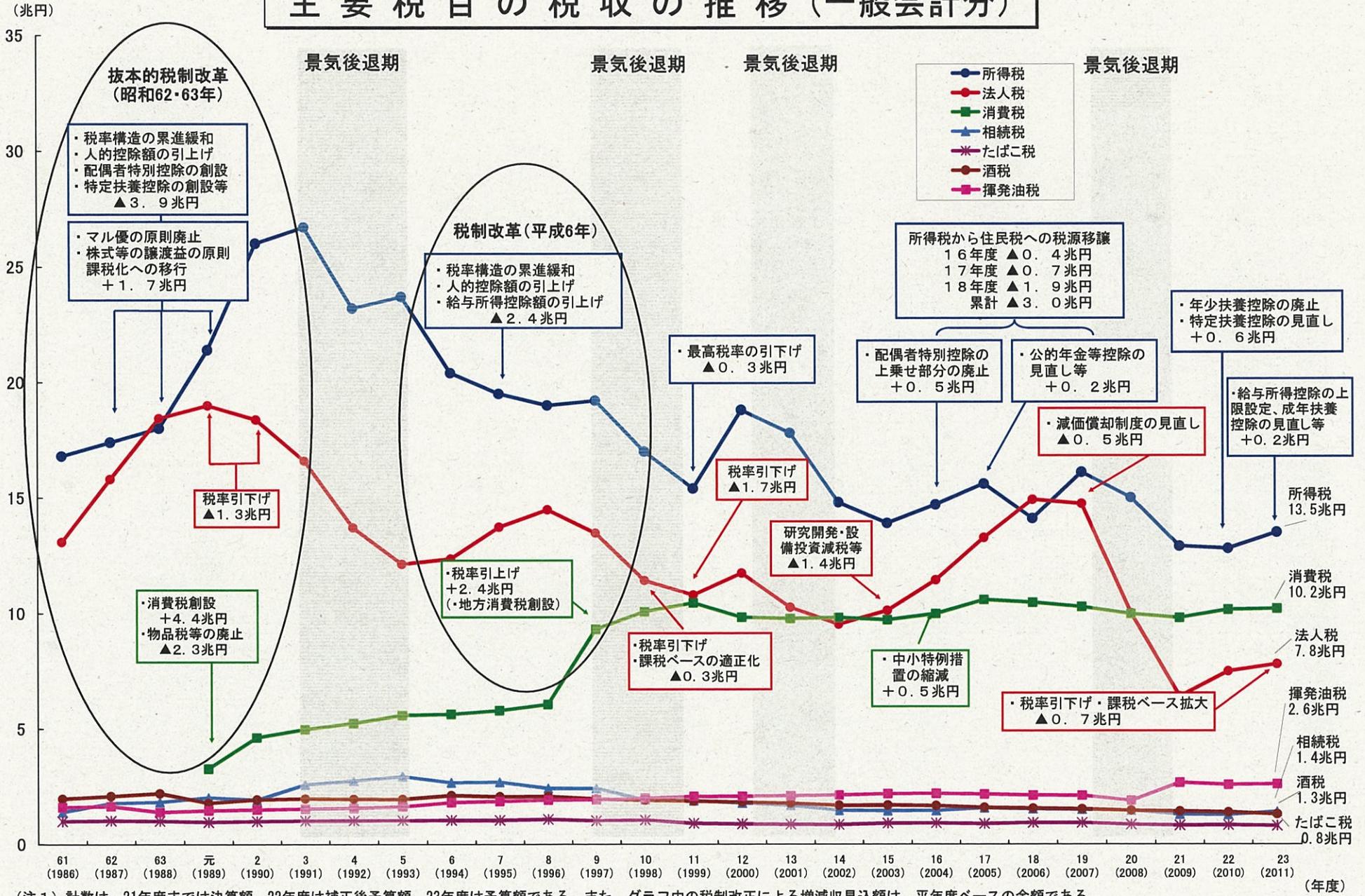
(参考資料)  
主要税目の特徴

## 主要税目の税収と特徴

	税 収 (23年度)	特 徴
所得税	13.5兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担税力に応じて、累進的に負担が増加する。</li> <li>・ 勤労世代（現役世代）が主として負担する。</li> <li>・ 各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能。</li> </ul>
法人税	7.8兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要。</li> <li>・ さまざまな政策税制措置が講じられている。</li> <li>・ 税収が景気の動向に比較的左右されやすい。</li> </ul>
消費税	10.2兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労世代など特定の者への負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことができる。</li> <li>・ 税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的。</li> <li>・ 貯蓄を課税ベースとしないことから、簡素な仕組みとも相まって経済活動に与える歪みが小さく、経済成長を図る上で効率的。</li> <li>・ 所得に対する負担率が低所得者ほど高くなることを指して、逆進的であると指摘される。</li> </ul>
相続税	1.4兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格差是正・富の再分配を図るという役割がある。</li> <li>・ ごく限られた一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっている。</li> </ul>

(注)税制調査会専門家委員会「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告(平成22年12月)及び税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—(平成12年7月)」等より作成。

# 主要税目の税収の推移（一般会計分）



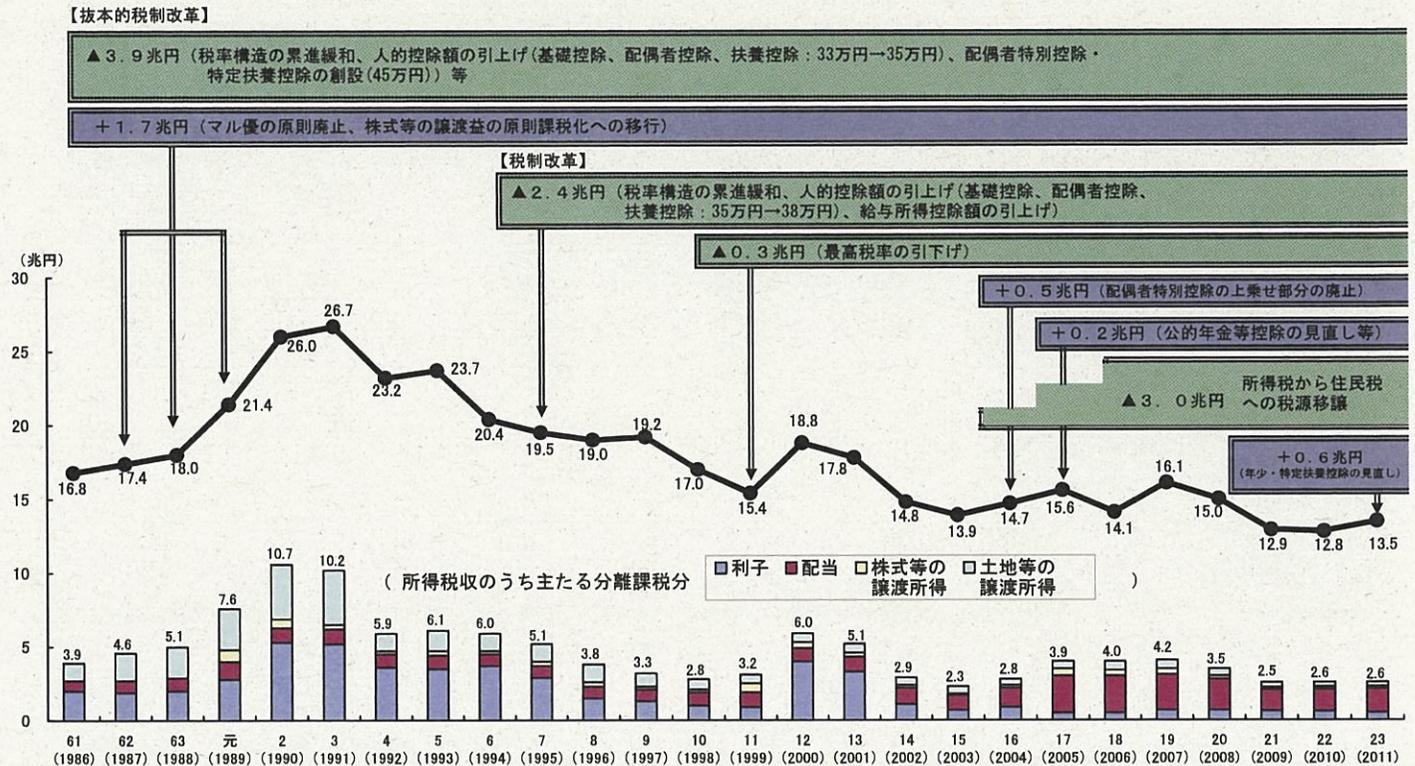
（注1） 計数は、21年度までは決算額、22年度は補正後予算額、23年度は予算額である。また、グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。  
 （注2） 1年限りの措置として、平成6年度に▲3.8兆円、平成7年度に▲1.4兆円、平成8年度に▲1.4兆円、平成10年度に▲2.8兆円の特別減税を実施。

# 所得税① 収の動向

○ ①度重なる制度減税、②利子、土地譲渡などの分離課税分の落ち込み等により、財源調達機能が低下。

○ ピーク時（平成3年度）の26.7兆円と23年度予算額の13.5兆円の差（約▲13兆円）の主な要因

- ①制度減税（増税との差引）及び税源移譲：約▲4兆円
- ②分離課税分（土地の譲渡所得等）の落ち込み：約▲8兆円



(注1) 所得税収は、21年度以前は決算額、22年度は補正後予算額、23年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。  
 (注2) 利子、配当には法人分が含まれる。  
 (注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。  
 (注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前は推計値）。

## 所得税② 税率の動向

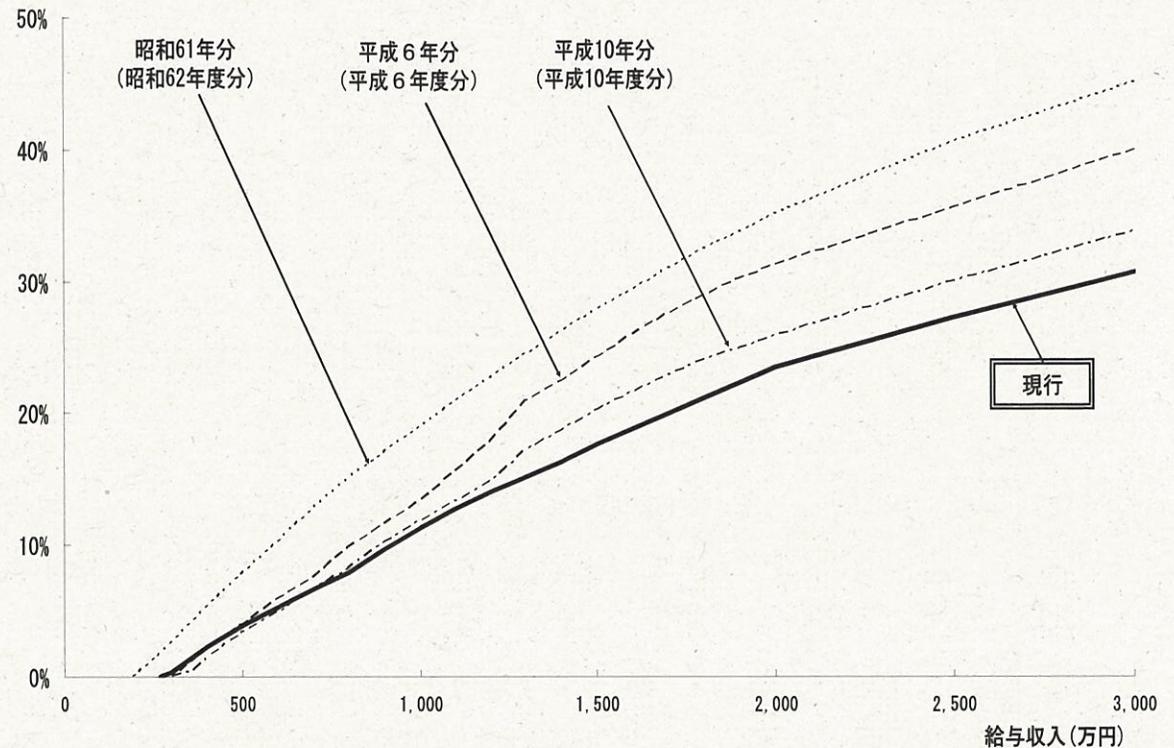
○ 消費税導入前の昭和61年当時と比べて、累次の累進緩和（フラット化）の結果、所得再分配機能は低下。

（参考1）給与収入別の税負担額（夫婦子2人）  
（所得税＋個人住民税）

	500万	1000万	2000万	3000万
昭61	39万	189万	701万	1350万
現行	20万	113万	468万	918万

（参考2）給与収入の分布、平均給与の推移

	平成2年	平成9年	平成20年
500万以下	70%	62%	70%
500万超	30%	38%	30%
平均給与	425万円	467万円	430万円



（注）1. 子が控除対象扶養親族（子のうち1人が一般扶養親族、1人が特定扶養親族）に該当するものとして計算している。  
2. 平成6年（度）分及び平成10年（度）分は特別減税前の実効税率である。

## 所得税－③ 税率区分ごとの税収

	税率区分	課税所得 (給与収入)	総課税所得	税率1%引上げ 当たりの増収力	対象納税者数
約1.4兆円	40%	1,800万円～ (2,340万円～)	約3.5兆円	約350億円	約20万人 (0.4%)
約1.3兆円	33%	900万円～1,800万円 (1,387万円～2,340万円)	約4.0兆円	約400億円	約80万人 (1.7%)
約0.6兆円	23%	695万円～900万円 (1,162万円～1,387万円)	約2.7兆円	約270億円	約210万人 (4.6%)
約3.1兆円	20%	330万円～695万円 (736万円～1,162万円)	約15.3兆円	約1,500億円	約810万人 (17.7%)
約1.7兆円	10%	195万円～330万円 (554万円～736万円)	約16.8兆円	約1,700億円	約1,790万人 (39.0%)
約3.1兆円	5%	0円～195万円 (261万円～554万円)	約61.9兆円	約6,200億円	約4,590万人 (100.0%)

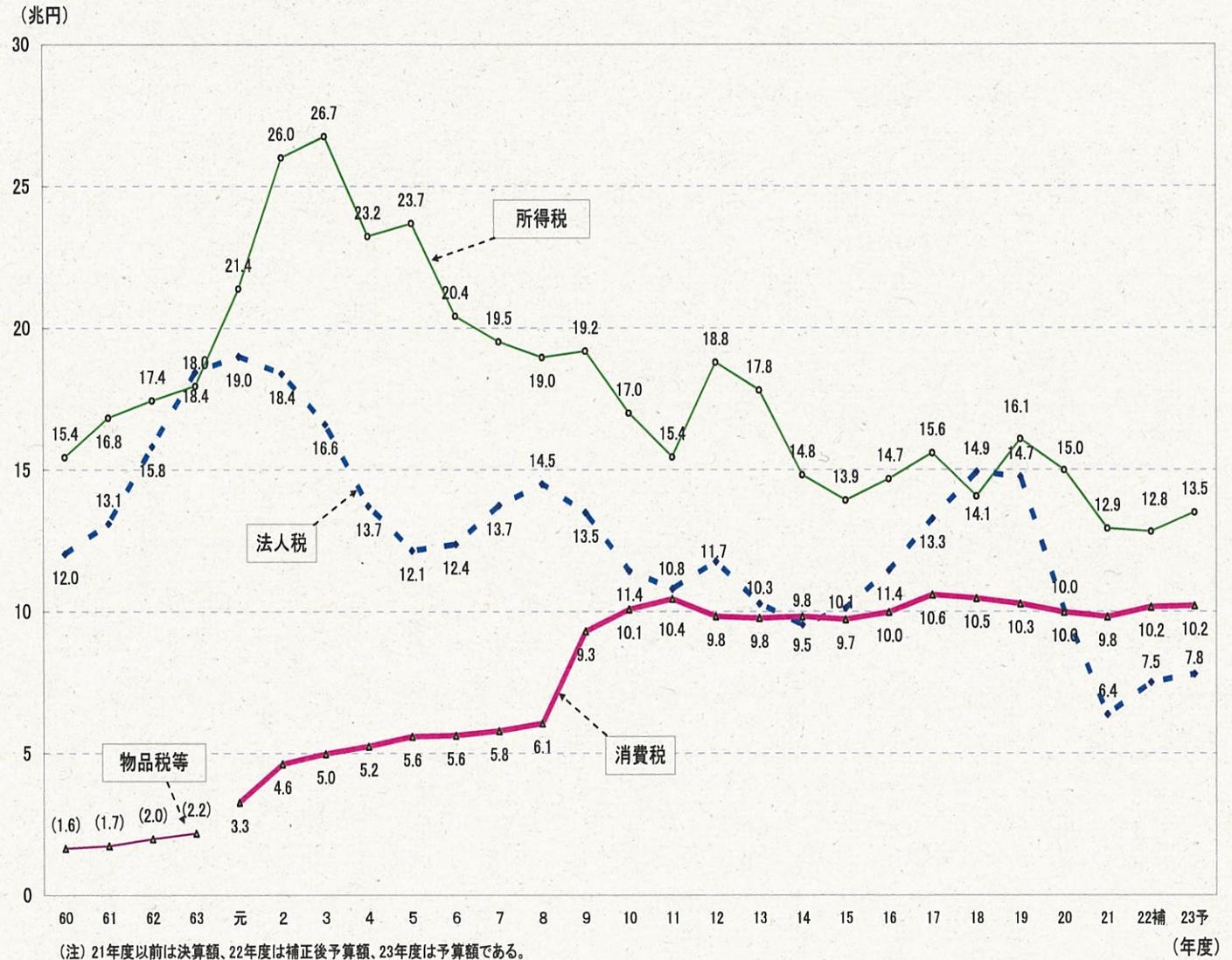
(注1) 平成22年度予算ベースの推計値である。ただし、年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減を加味。

(注2) 課税所得に対応する給与収入は、夫婦子2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満)の場合である。

(注3) 対象納税者数の括弧内の割合は、その税率が適用される人数の全納税者数に占める割合である。

# 消費税① 税収の動向

- 消費税収は約10兆円  
前後で安定的に推移
  
- 消費税率1%当たりの  
消費税収は、約2.5兆  
円（平成23年度）

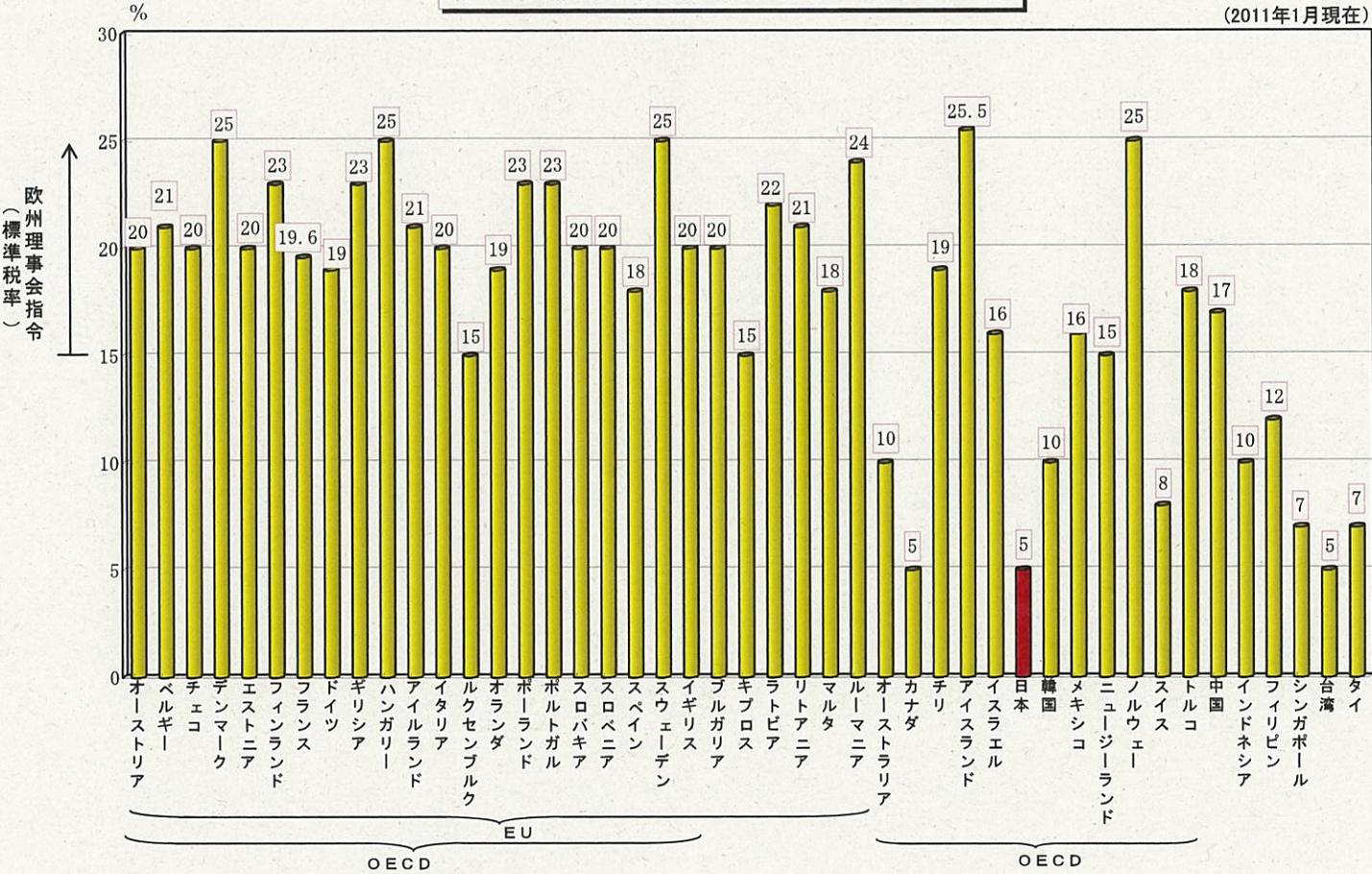


# 消費税② 税率水準

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2011年1月現在)

○ ヨーロッパにおいては、EC指令により、標準税率を15%以上とする考え方が採られている。

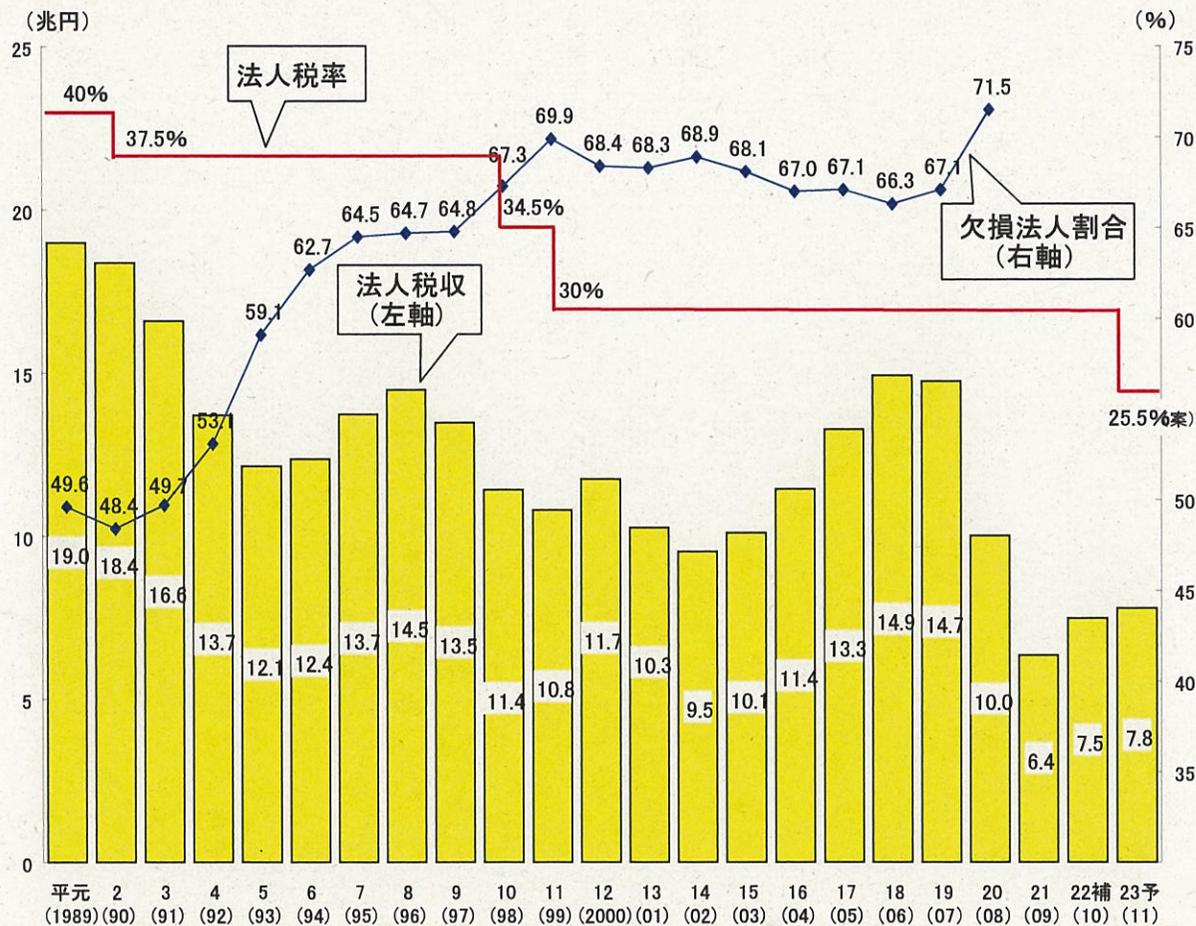


(備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。  
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される。(例:オンタリオ州8%)  
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)  
 (出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

# 法人税① 税収の動向

- 法人税収は、平成元年の19兆円をピークに、中長期的に減少。これは、
  - ① バブル期以後、法人税率が引き下げられていること
  - ② 欠損金の繰越控除等により、課税ベースが抑えられていること等によるためである。

- 短期的に見ると、法人税収は、景気動向により大きく左右される。リーマンショック後の世界的不況の影響を受け、平成21年度税収は6.4兆円まで落ち込んだ後、22年度は7.5兆円、23年度は7.8兆円の見込み。



(注) 1. 法人税収は、21年度までは決算額、22年度は補正後予算額、23年度は予算額による。  
 2. 税引前当期純利益は、法人企業統計調査(財務総合政策研究所)による。  
 3. 欠損法人割合は、会社標本調査(国税庁)による。

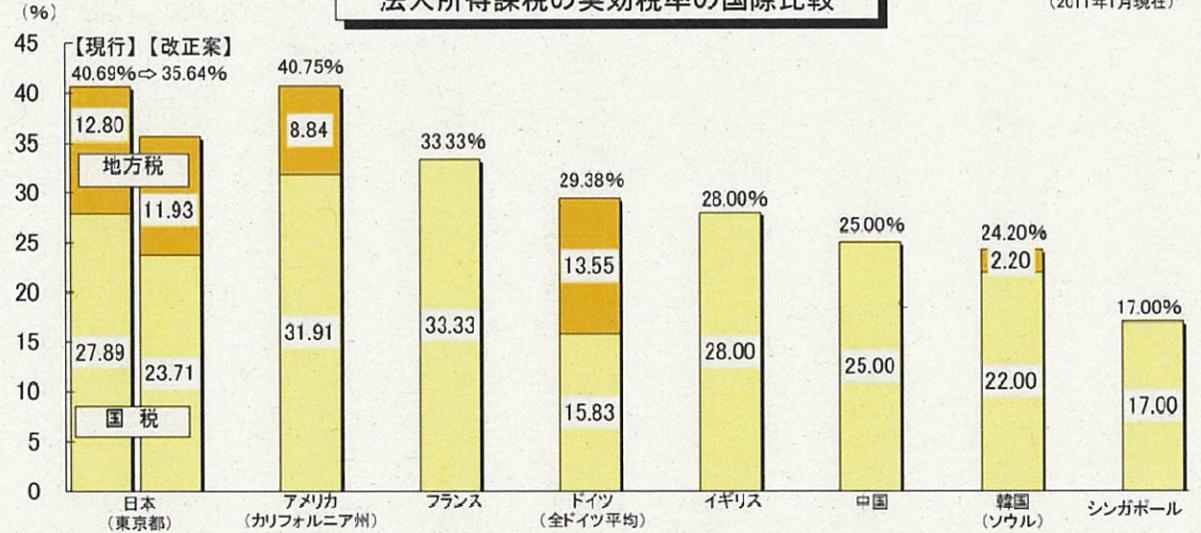
## 法人税-② 実効税率の国際比較

○ 現行、我が国の法人実効税率(国税と地方税を合わせた法人所得に係る表面税率)は、米国と並んで高い水準。

○ 他方、法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もある。

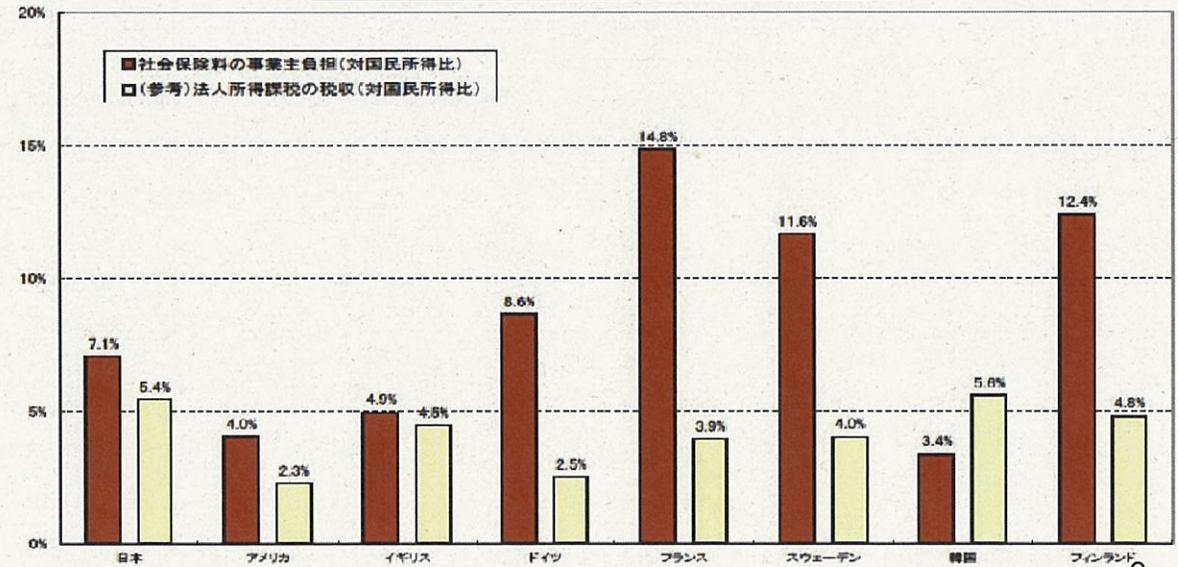
法人所得課税の実効税率の国際比較

(2011年1月現在)



社会保険料事業主負担の国際比較(対国民所得比)

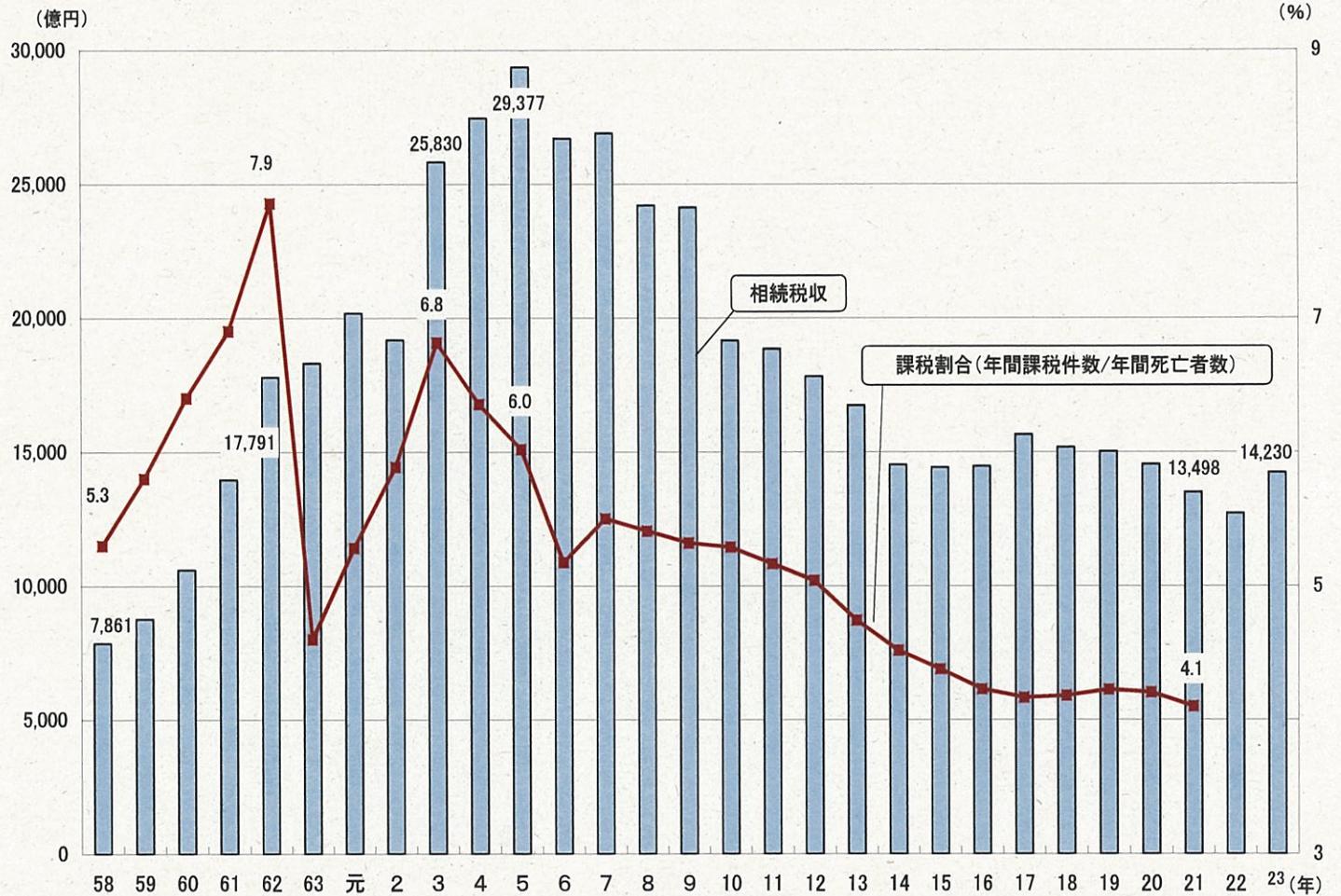
(未定額)



(出典) 内閣府「国民経済計算年報」、OECD「Revenue Statistics 1965-2009」及び同「National Accounts 1996-2008」等

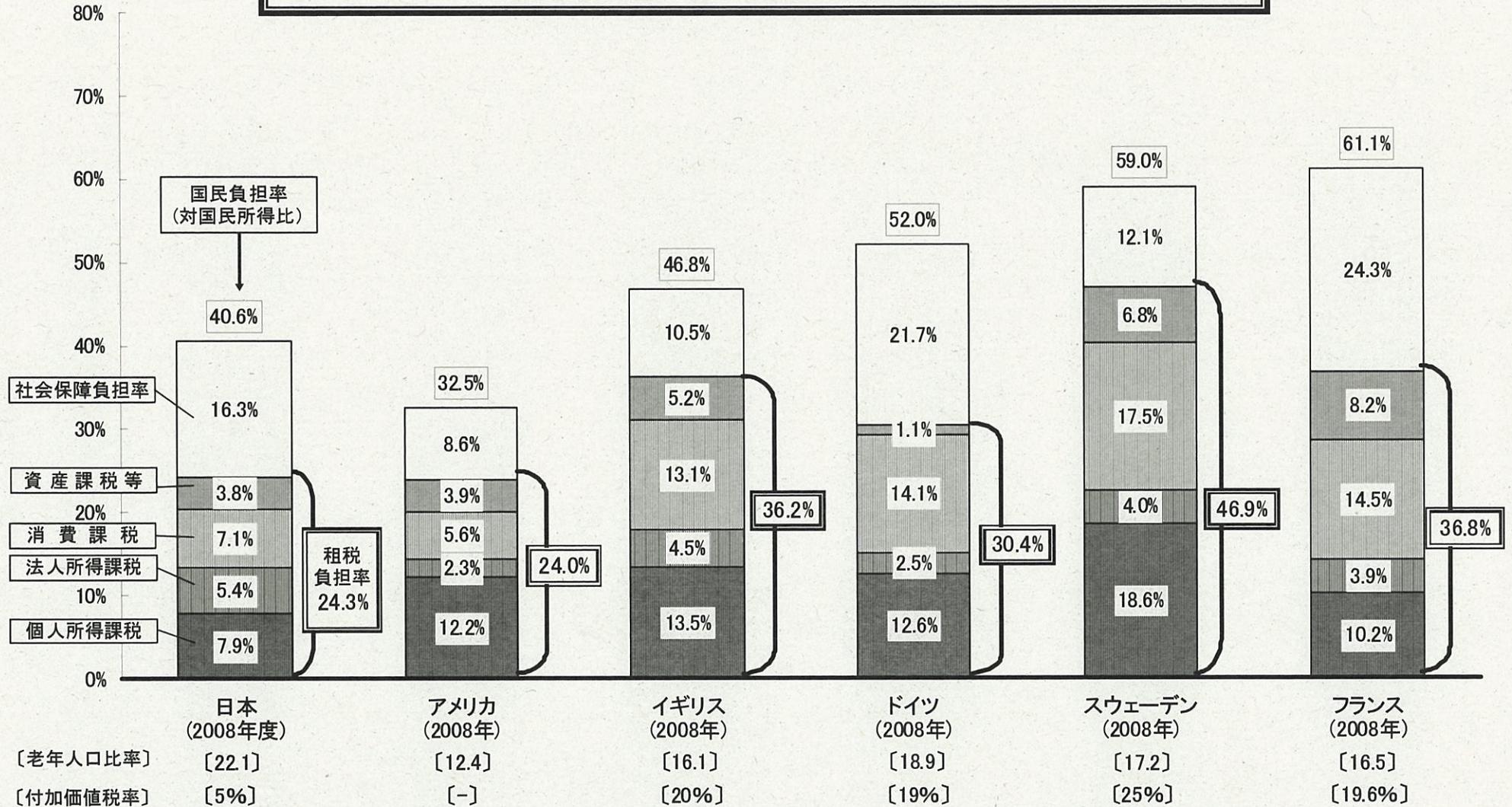
# 相続税 — 課税割合及び税収の推移

○ バブル期以後は、相続税の課税割合及び税収とも減少傾向にあり、足下では、課税割合はバブル期以前よりも低い水準となっている。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成21年度以前は決算額、平成22年度は補正後予算額、平成23年は予算額)。  
 (注2) 課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

# 国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成20年度(2008年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2009"及び同 "National Accounts 1997-2009"による。なお、日本の平成23年度(2011年度)予算ベースでは、国民負担率:38.8%、租税負担率:22.0%、個人所得課税:7.2%、法人所得課税:4.0%、消費課税:6.9%、資産課税等:3.8%、社会保障負担率:16.8%となっている。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。  
 4. 老年人口比率については、日本は2008年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2011年の推計値は23.4となっている。  
 5. 付加価値税率は、2011年1月現在の値。なお、アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)



## 社会保障財源に係るこれまでの議論

### 【民主党税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」】

- 社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した  
税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。

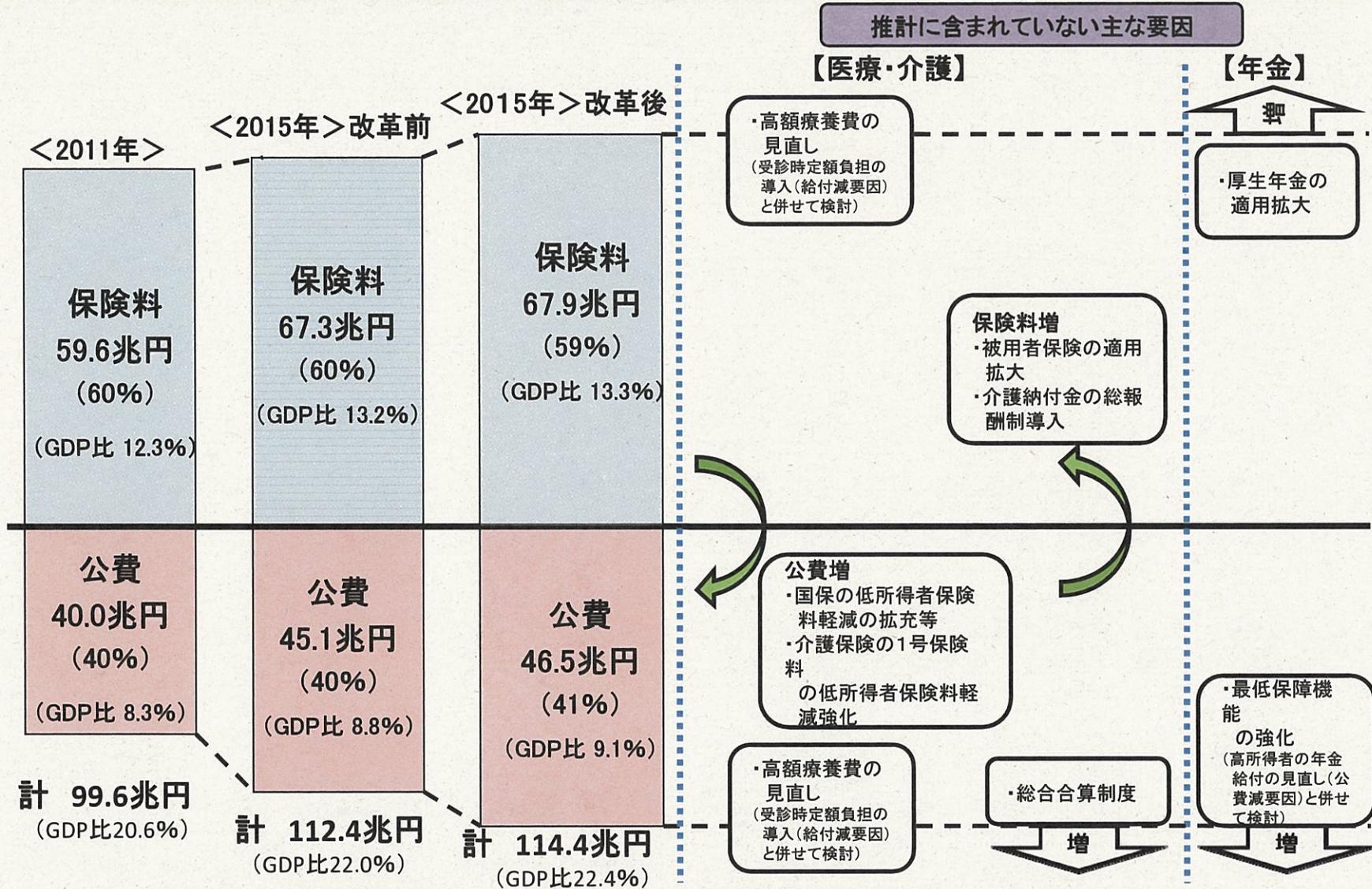
### 【社会保障改革に関する有識者検討会報告】

- 社会保障を支える税財源のあり方を全体として見たときに、消費税の基幹性もまた明白である。
- 保険料負担を補完し、また現役世代を支援するサービスを強める財源は、特定の世代に負担が偏らず  
広く薄く全世代が負担する財源であることが求められる。
- さらに、景気変動によって税収が左右されにくい安定財源であること、できる限り経済に対して中立的な  
負担であることも求められる。
- 以上の点を総合すると、上述のとおり所得・資産課税の重要性を踏まえつつ、社会保障を支える税財源  
としては、消費税を基本に考えていくべきである。

### 【税制調査会専門家委員会『「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告】

- 消費税は、財貨・サービスの消費に幅広く等しく負担を求めるものである。このため、①勤労世代など特  
定の者への負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことができるため、世代間の公平の  
確保に資する、②税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的である、③貯蓄を課税ベースとしない  
ことから、簡素な仕組みとも相まって経済活動に与える歪みが小さく、経済成長を図る上で効率的である、  
といった特徴を有する。
- このような特徴を有する消費税は、社会保障制度を支える安定的な財源としての適正が高い税目である  
と考えられる。

# 社会保障に係る費用の負担の見通し



注1: 棒グラフ中の数字は、「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。  
 (ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2: 負担額は、年金において積立金を活用して、給付をまかなっているため、給付額と一致しない。  
 (対応する給付額は108.1兆円(2011年)、119.9兆円(2015年、改革前)、121.9兆(2015年、改革後)である。)

# 税制抜本改革について

環境副大臣 近藤 昭一

## ①「地球温暖化対策のための税」について

震災後の節電対策・再生可能エネルギー推進、不要不急のエネルギー消費の抑制のためにも、平成23年度税制改正法案に盛り込まれた「地球温暖化対策のための税」の早期導入が必要。

## ②「自動車関係諸税の見直し」について

自動車重量税の一部が大気汚染に係る公害認定患者の補償の財源となっており、その財源が、汚染者負担原則の観点も踏まえつつ、将来的にも確実に担保されることが必要。

# 社会保障と税の一体改革・税制抜本改革(各論)について

国土交通副大臣 池口修次

## I. 消費税

消費税率の引き上げに際しては、各論である軽減税率の導入など、国民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな配慮が必要。

○消費税率の引き上げに際しては、国民の理解・納得と協力が得られるよう、以下の点について、税制調査会において、年末までの議論を通じて丁寧な検討を行ったうえで、きめ細かな制度設計を行っていくことが必要。

1. 軽減税率の導入
2. 二重課税の調整
3. 国と地方の配分 等

## 1. 軽減税率の導入

◎住宅や公共交通、宿泊サービスについては、軽減税率を導入することが必要。

### (1) 住宅に対する軽減税率の導入等

○住宅は、国民生活の安定、成長の基礎。一方で、住宅は、既に多岐多重にわたり課税されており、現在でも、住宅の税負担は諸外国と比べ突出。

○また、消費税率の引き上げは、

- ① 内需の柱である住宅投資の減少による景気の悪化、
- ② 駆け込み需要とその反動による買控え等の市場の混乱、  
など、我が国経済や住宅市場に重大な影響を及ぼす。

○したがって、住宅に係る総合的な税負担が増加しないよう、軽減税率の導入など特別な配慮が必要。

## (2) 公共交通に対する軽減税率の導入

○公共交通は、経済産業活動を支える基盤であるとともに、子ども、高齢者など交通弱者の通学・通院に必要なライフライン。

「社会保障改革」の結果、国民の移動が抑制されることのないよう、利用者の負担増を回避することが必要。

○特に、運賃収入のみでは路線維持が困難な離島・地域路線では、運賃改定による税率引上分の収入増は実質的に困難。減便や路線の廃止・縮小等、輸送サービスのさらなる低下等が懸念。

○EC指令において、旅客運送が軽減税率の対象として措置され、大多数の加盟国において軽減税率等の負担軽減措置が既に導入。

(参考1) 付加価値税の共通システムに関する理事会指令 2006/112/EC(2006年11月28日)  
附属書Ⅲ 軽減税率の適用となる対象取引リスト(抜粋)  
(5) 旅客・携行品運送

(参考2) 旅客運送に対して軽減税率等を導入しているEU加盟国(H23年初現在)

ベルギー、チェコ、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、イギリス(21ヶ国)

### (3) 宿泊サービスに対する軽減税率の導入

○ホテル・旅館は、地域の雇用・経済を支える基幹産業かつ国策である外客誘致の基幹インフラ。中小企業が大多数であり価格転嫁は実質的に困難。産業の縮小等を通じて地域の雇用・経済に重大な打撃。

○国内での旅行費用の大半を占める宿泊サービス等の価格水準の上昇は、特に価格に敏感なアジア旅行客等外客の誘致に大打撃。

○EC指令において、宿泊サービスが軽減税率の対象として措置され、大多数の加盟国において軽減税率等の負担軽減措置が既に導入。

(参考1) 付加価値税の共通システムに関する理事会指令 2006/112/EC(2006年11月28日)

附属書Ⅲ 軽減税率の適用となる対象取引リスト(抜粋)

(12) ホテル及び類似の施設で行われる宿泊...

(参考2) 宿泊サービスに対して軽減税率等を導入しているEU加盟国(H23年初現在)

ベルギー、ブルガリア、チェコ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、フィンランド、スウェーデン(18ヶ国)

## 2. 二重課税の調整

◎自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき。

○自動車の取得時に、既に消費税と自動車取得税を併せて10%の税負担が課されており、車体課税の抜本の見直しを通じて、更なる自動車ユーザーの負担増を回避する必要。

○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税については、他の文書と比べて著しく高額であり、下請企業の大きな負担になるなど負の影響が大きい。

○不動産の流通段階には、多重の税金が課されており、この上消費税率の引き上げにより過重な負担による不動産取引の減退を招かぬよう、特段の配慮が必要。

## Ⅱ. 自動車の車体課税の抜本的見直し

◎自動車の車体課税については、平成23年度税制改正大綱に沿った抜本的な見直しが必要。

○自動車の車体課税については、平成23年度税制改正大綱において「簡素化、グリーン化、負担の軽減を行う方向で抜本的に見直しを検討」とされており、これに沿った見直しが必要。

○その際、以下の視点も併せた見直しが必要

- ①自動車の取得に際しては消費税と自動車取得税を併せて10%の税負担が課せられている現状に鑑み、消費税率の引き上げによる更なる自動車ユーザーの負担増を回避する必要。
- ②現行のエコカー減税の取扱い。